

議事要旨(2) IASBにおける保険契約プロジェクトの検討状況

冒頭、新井副委員長より、IASB の保険契約プロジェクトにおける 5 月及び 6 月の有配当契約に関する検討状況の概要説明がなされ、その後、丸岡専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本の関係者は IASB の審議内容を逐一把握するように努めているが、現時点までの暫定決定内容に基づくと基準全体としてどのような形になるのか捉えづらくなってきており、また、基準自体が実務上機能するのかという点にも疑問を持っている。これらの点については、国内に限らず、世界的にも共通した認識ではないかと思われる。このため、フィールドテストの実施を促す等の ASAF 会議における ASBJ の発言案には賛同する。
 - 保険契約基準に関しては様々な懸念事項があるが、日本の生保事業においては事後認識以降の投資収益が OCI と CSM に泣き別れる問題が最大の懸念事項である。その次に懸念されるテーマは、有配当契約における直接連動・間接連動の定義・区分、相互扶助に関する集約レベルなどが挙げられるが、今般、重要であるにも関わらずこれまで余り審議対象とならなかった CSM の償却について検討されている。保険契約専門委員会では、特に長期の生命保険契約に関しては、CSM を定額償却することに対して疑問を持つ意見が多く出されたと認識している。このため、可能であれば長期の生命保険契約に関しては定額償却に疑問を呈する旨も ASAF 会議において言及することをお願いしたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASB の審議内容に対する日本の関係者の疑問点については、IASB 関係者に伝えることが必要であると考えている。
 - CSM の償却に関しては、保険会社で取扱う保険商品が多種多様である中、定額償却がなじむものがある一方、定額償却がなじまないものもあるということであり、後者の償却に用いるドライバーについては、関係者からの意見も踏まえて対応すべきと考えている。なお、ASAF 会議においては、当日の審議時間は限られているが、日本の関係者からの意見を踏まえて可能な範囲で発言することとしたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - CSM の償却に関して、時の経過に基づいて定額償却するという点は必ずしも説得力がない。多様な保険商品のそれぞれの特性に応じて CSM を償却することが考えられ

るが、CSM の償却に関する視点の考え方をあわせることは難しいのか。

- 直接連動の有配当契約の対象範囲について、保険契約専門委員会では、日本の主な有配当契約が対象範囲に含まれるという意見がある一方、いまだに不明確であるという意見が示されている。この対象範囲は IASB との意見交換等を通じて明確化していくつもりなのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 有配当契約において提供されるサービスは、保険カバーと資産管理サービスの両者から構成されるものであり、期間の経過によって提供される両者の割合も変わり得ることなどから、IASB スタッフの分析では CSM を償却に関しては時の経過以外の適切なドライバーを見出すことは難しいという検討結果を示しており、この点を踏まえて時の経過に基づくことを IASB 会議では暫定決定したということである。
- IASB のこれまでの審議資料に基づく、IASB が直接連動の有配当契約の対象範囲を広く捉えるようになったという見方がある一方、限定的に捉えているという見方もあり、日本の関係者において様々な見方があるので、私どもだけでなく、取り扱っている保険契約の内容を踏まえて、日本の関係者からも IASB 関係者に対して疑問点を直接ご確認いただく取組みも必要ではないかと考えている。

以 上